

■ 専門家を交えたいじめ防止対策のための組織態勢を整備

野々市市生徒指導連絡協議会：関係機関同士が連携を図ります。

野々市市いじめ問題対策委員会：いじめ防止の対策などを実効的に行います。

各学校の対策組織（いじめ問題対策チーム）：各学校でいじめ防止のための取り組みを推進します。

■ いじめ防止や早期発見のための措置・教育活動の充実

未然防止

道徳教育・体験活動などの充実、児童生徒の自主的ないじめ防止の活動支援など

早期発見・早期対応

定期的なアンケートの実施、いじめに関する相談体制の整備など

ネット対策

ネットいじめ防止のための啓発活動、インターネット巡視など

■ いじめが発生したときの対応の流れ

通報と事実確認

いじめの相談を受けたり、いじめの事実があると思われる場合には、学校へ通報します。学校は速やかに事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、教育委員会へ報告します。

組織的な支援・指導

学校は、心理や福祉の専門家の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒への継続的な支援と、いじめた児童生徒への指導、保護者への助言を行います。

重大事態が発生した場合

重大事態とは

- ①いじめにより、生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

重大事態への対処

教育委員会または学校は重大事態に迅速に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために、事実関係を明確にするための調査を実施します。

市長による再調査

調査の報告を受けた市長は、再発防止のために必要があると判断した場合、附属機関を設けて再調査を行うことができます。

「地域全体が温かな一つの輪になり、子どもたちを孤立させない」

そんな決意を込めたのがこの条例です。

野々市市いじめ防止条例の施行をきっかけにして、日々の何気ない見守りや声かけを大切に、子どもたちが心から安心できる野々市市を、私たち一人一人の手で築いていきたいと思います。

いじめ防止条例全文



いじめ問題への取り組み



『愛と和』の心で守る 子どもたちの笑顔と未来

野々市市いじめ防止条例

令和8年4月1日から始まります

子どもたちは、私たちの社会にとってかけがえのない宝であり、未来を築く無限の可能性を秘めています。しかし、いじめはその輝きを奪う重大な人権侵害であり、いかなる状況においても決して許されるものではありません。

野々市市では、「野々市市いじめ防止条例」を制定し、市民一人一人が『愛と和』の心を大切にするとともに、地域全体で温かなつながりを持って子どもたちを見守り、支え合っていくことを目指します。

基本理念

1. 人権侵害の認識

いじめは重大な人権侵害であり、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。

2. 主体的な行動

いじめ防止のために、児童生徒が自ら進んで行動できるようにします。

3. 迅速な対応

いじめ問題には、速やかに対応します。

制定の目的

市全体で総合的かつ効果的にいじめ対策を進めていくことを目的としています。

いじめの定義

児童生徒に対して、心理的・物理的な影響を与える行為で、それにより本人が心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを通じて行われる行為を含みます。

■ 立場ごとの役割・責務

